

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月22日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市規則第20号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年阿賀野市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（給与等の減額）

第20条 給与期間において勤務すべき全時間が欠勤であったとき、又は給料又は報酬から減額すべき額がその欠勤があった給与期間に対する給料又は報酬の額を超えているか若しくは同額であるときの減額すべき給与の額は、当該欠勤があった給与期間に対する給料又は報酬の額とする。

2 条例第17条及び第27条の規定によって給与を減額する場合においては、給与の減額の基礎となる勤務しない時間数は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じたときはその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。